

高額療養費制度について

高額療養費制度

- ・入院費にかかる「医療費」のみ適応となります。
- ・入院時食事療養の標準負担額や差額ベッド料などは対象となりません。

申請窓口

- ・国民健康保険…各市町村役場の健康保険窓口
- ・社会保険 …各保険者の担当窓口
- ・組合保険 …各組合の担当窓口

限度額適用認定証

- ・申請後、「限度額適用認定証」を必ず受付へ提出してください。

医療費の自己負担限度額（同一月 1ヶ月あたり） *平成30年8月より

70歳未満の方

所得区分	1～3回目	4回目以降
ア	252,600円+(総医療費-842,00円)×1%	140,100円
イ	167,400円+(総医療費-558,00円)×1%	93,000円
ウ	80,100円+(総医療費-267,00円)×1%	44,400円
エ		57,600円
オ		35,400円

70歳以上の方

所得区分	1～3回目	4回目以降
現役並所得Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,00円)×1%	140,100円
現役並所得Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,00円)×1%	93,000円
現役並所得Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,00円)×1%	44,400円
一般所得		57,600円
低所得Ⅱ		24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

*過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から上限額が下がります。